

東京都施行 多摩ニュータウン内 土地区画整理事業の換地図について

多摩ニュータウン整備事務所では、過去に**東京都が施行した土地区画整理事業の換地図の閲覧、写しの交付、証明等**の事務を行っています。

※換地図の閲覧等に供している地区については、別表にて確認願います

1 窓口対応時間

○平日の9:00~12:00、13:00~17:00

※12:00~13:00は、お昼休みを頂いております

○担当者が現場調査等で不在にしていたり、調べるのに時間がかかる場合もございますので、**お手数ですが、事前に電話にてお問合せください。**



2 手数料

○閲覧、写しの交付 1件につき300円

○証明書の交付 1件につき400円

3 問合わせ先

東京都 都市整備局

多摩ニュータウン整備事務所 調整担当

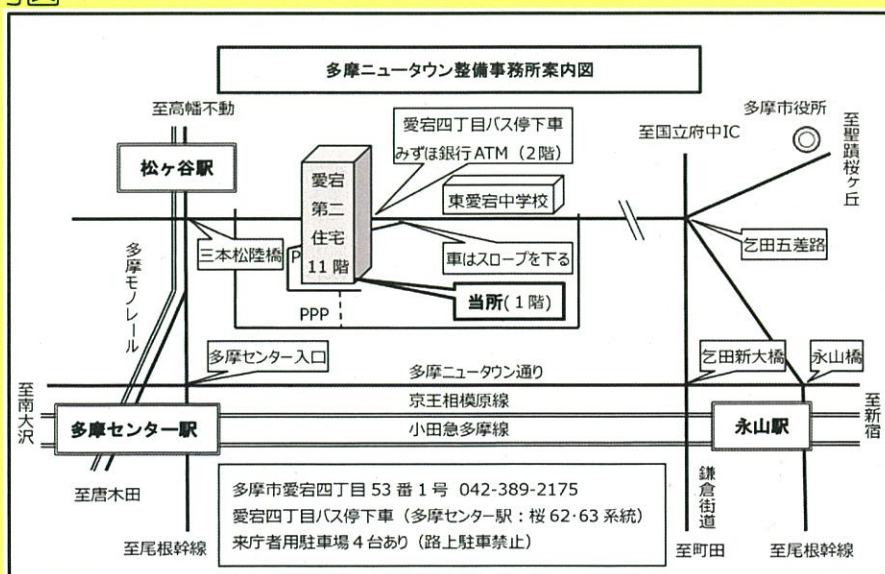
住所：多摩市愛宕4-53-1（愛宕第二住宅1階）

電話：042-389-2175

FAX：042-389-2231



4 案内図



換地図の閲覧等に供している土地区画整理事業の施行区域

施行地区	都市計画決定 年月日	事業計画決定 年月日	換地処分 年月日	町丁目
多摩市 多摩地区 (第一工区)	S41.12.24	S44.2.8	H5.9.10	関戸 6 丁目の一部 貝取の一部 乞田の一部 愛宕 4 丁目の一部 山王下 1 丁目の一部 聖ヶ丘 1 丁目の一部 馬引沢 1 丁目の一部 諏訪 1 丁目の一部 永山 1～3 丁目の一部 貝取 1 丁目の一部 豊ヶ丘 1～2 丁目の一部 落合 1～3 丁目の一部 鶴牧 1～2 丁目の一部 鶴牧 6 丁目の一部 中沢 1～2 丁目の一部 唐木田 1 丁目の一部
多摩市 多摩地区 (第二工区)	S45.4.30	S47.4.25	H2.1.26	馬引沢 1～2 丁目の一部 諏訪 1 丁目の一部 諏訪 3～4 丁目の一部
八王子市 由木地区	S46.7.29	S48.7.7	H8.6.14	東中野の一部 堀之内 2～3 丁目の一部 越野の一部 松木の一部 下柚木 2 丁目の一部 上柚木 2 丁目の一部 別所 1～2 丁目の一部 南大沢 1～2 丁目の一部
町田市 相原・小山地区	S63.1.14	S63.3.31	H16.3.31	小山ヶ丘 1～6 丁目の一部 小山町の一部

※登記簿謄本の表題部に「土地区画整理法の換地処分」を原因として登記された旨が記載されています。

※多摩市小野路第 1～3 地区については換地図がないため、落合 4 丁目、落合 6 丁目、鶴牧 5 丁目、南野 2～3 丁目、貝取 3 丁目、永山 6～7 丁目については換地図の閲覧等はできません。